

介護老人保健施設 四恩苑 運営規程

第一章 総則

(目的)

第1条 医療法人社団隆成会が設立する介護老人保健施設四恩苑（以下「施設」という）は介護保険法（平成9年法律第123号）により、介護サービス計画及び介護予防サービス計画に基づいて、医学的な管理下における医療、看護、介護及び機能訓練等を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援し、家庭復帰を促進することを目的とする。

(方針)

第2条 施設の健全な運営に努め、利用者が安心して療養できるよう、又明るく楽しい苑生活を送っていただけるよう、処遇に対し万全を期すものとする。

1. 介護サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき利用者の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行う。
2. 利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
3. 生き甲斐と自主性を持たすため、精神的指導を行う。
4. 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、更に関係機関と連絡を密接にして、保健、医療、福祉に貢献する。

第二章 職種、員数及び職務の内容

第3条 この施設の職員の定数は介護老人保健施設の人員並びに運営に関する基準（介護保険法第97条第2項）に定める職員配置基準を下回らないものとする。

(職種、職務内容及び員数)

第4条 職種、職務内容及び員数は次の通りとする。

施設長	施設の設立の目的を達成するため職員を指揮監督し、一切の業務を総括する。(1人)
医師	在施設者の健康管理及び診療に関する事項。(1人)
事務員	施設の庶務、会計等の事務に関する事項。(2人)
支援相談員	入所相談面接、必要に応じて入所前後の訪問看護・指導を行う。また、入所者・家族の相談に適切に応じると共に必要な助言その他援助を行う。市町村、他機関との連携を取る。(2人)
看護師	入所者の健康管理及び必要な治療、処置を業務の基本とし日常生活面での援助を介護職員と協力し合いながら業務の円滑を図る。(5人)
介護職	利用者の日常介護を基本とし、看護師と協力し日常生活面の援助を円滑に行う。(17人) *尚、介護・看護職員の業務は広範囲な領域な為、常に常識的な判断と敏速かつ適切な対応が要求され関係部署との協力体制が必要不可欠な職域であり、統一した処遇や適切な対応をして行くこととする。
介護支援専門員	利用者・家族の希望、利用者について把握された課題に基づき当該地域における対象サービスの提供体制を勘案して、サービスの目標とその達成時期、サービス提供上の留意点などを盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。(1人)
理学療法士	機能訓練に関する事項。(1人)
作業療法士	機能訓練に関する事項。(1人)

薬剤師	調剤等の薬剤業務に関する事項。(1人)
管理栄養士	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。(1人)

(職務条件)

第5条 職員は、施設長の命により、その職務を忠実に遂行するものとする。

第6条 職員の勤務条件は、医療法人社団隆成会就業規則の例による。

第三章 利用定員

第7条 利用定員を次のように定める。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション含む）	20名
入所（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護含む）	53名

第四章 営業日及び営業時間

(営業日)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの営業日は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日とする。

休日は、祝祭日及び事業所の定めるお盆・年末年始休み。

(利用時間)

第9条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用時間を原則的には6～8時間とするが、利用者の希望により時間の短縮、延長利用も可能とする。

基本利用時間は、9：30～16：30

第五章 送迎の実施地域

第10条 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護いずれも実施地域は足利市、佐野市とする。

第六章 サービス内容及び利用料

(サービス内容)

第11条 1. サービス計画の立案

2. 食事（朝食・昼食・おやつ・夕食）

＊食事制限を必要とする利用者には、特別食を提供するものとする。

＊季節に応じた食事やイベントを1ヶ月に2回以上行うものとする。

3. 入浴（一般浴・特浴）

4. 医学的管理・看護

5. 介護

6. 機能訓練（リハビリテーション）

7. レクリエーション

8. 理容・美容サービス

9. 相談援助サービス

(利用料)

第 12 条 別に定める料金表を参照とする。また、「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第 1 段階から第 3 段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）を参照とする。

第七章 施設利用にあたっての留意事項

第 13 条 サービス利用者及び家族は、施設の利用規定に同意した場合、それに従わなければならない。

第八章 非常災害対策

第 14 条 非常災害対策に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年 2 回避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

付 則

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

平成 17 年 10 月 1 日改訂

平成 18 年 4 月 1 日改訂

平成 21 年 4 月 1 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改定

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**通常1割と2割及び3割の自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、**利用者負担は全国統一料金ではありません**。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**短期入所療養介護、通所リハビリテーションは、居宅サービス**であり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

《別添資料》

「国が定める利用者負担限度額段階（第１～３段階）」 に該当する利用者等の負担額

○ 利用者負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○ 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第１～第３段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第４段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

○ 利用者負担第１・第２・第３段階に該当する利用者とは、次のような方です。

【利用者負担第１段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第２段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方

【利用者負担第３段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第２段階以外の方
（課税年金収入額が 80 万円超 266 万円未満の方など）

※ 配偶者が市区町村税を課税されている場合は、負担軽減の対象外となります。

※ 預貯金等の金額が、基準額（単身者は、1000 万円。配偶者がいる場合は、2000 万円）を超える場合には、負担軽減の対象外となります。

○ 利用者負担第４段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第３段階」の利用料負担となります。

○ その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（１日当たりの利用料）

	食 費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型準個室	多床室
			従来型個室	
利用者負担第１段階	3 0 0	8 2 0	4 9 0	0
利用者負担第２段階	3 9 0			3 7 0
利用者負担第３段階	6 5 0	1, 6 4 0	1, 3 1 0	